業務の 紹介

貸付業務

1	概要			

30

32

34

35

37

48

49

50

- 2 貸付利率
- 3 貸付けの審査体制
- 4 貸付実績·貸付残高
- 貸付対象事業の紹介

資金調達業務

- 1 機構債券の種類 45
- 資金調達の基本スタンス 46
- 機構債券の特徴 47
- 資金調達実績の推移

地方支援業務

基本姿勢

人材育成·実務支援

調査研究

情報発信

3 すべての人に 健康と福祉を **-**⁄****/•

2 つくる責任 つかう責任

CO

病院事業

秋田県 秋田市

市立秋田総合病院



計画の背景

地域医療の中心である市立秋田総合病院。施設の老朽化問題の改善や、最新医療機器 の設置スペース確保などを目的として新病院の建設計画を策定

融資の実行

近隣の土地所有者と交渉したことで、新病院と立体駐車場を同じ敷地内に建設すること に成功。建設資金には低金利かつ長期間の借入が可能なJFMの融資を活用

効果と発展

外来患者の予約制を導入したことにより、旧病院時代の課題であった、待ち時間の短縮 に成功。高度な医療の提供や利便性の向上により、市民から信頼を獲得していく



だより47号」に掲載され

詳しくは こちらから

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方 債につき、長期かつ低利の資金を融通しています。

概要

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に 対して貸付けを行っています。

1. 貸付対象団体

貸付先は、地方公共団体のみを対象としています。

2. 貸付対象事業

貸付対象事業は、地方公共団体の実施する次の事業です。

一般会計債

- ·公共事業等
- ·公営住宅事業
- 学校教育施設等整備事業
- 社会福祉施設整備事業
- •一般廃棄物処理事業
- · 一般事業
- · 地域活性化事業
- · 防災対策事業
- ・地方道路等整備事業
- ·合併特例事業
- ・緊急防災・減災事業
- ·公共施設等適正管理推進事業
- ·緊急自然災害防止対策事業
- · 脱炭素化推進事業
- ・こども・子育て支援事業
- 辺地対策事業
- · 過疎対策事業

公営企業債

- •水道事業
- ·工業用水道事業
- ・交通事業
- ・電気事業
- ・ガス事業
- •港湾整備事業
- •病院事業
- ・介護サービス事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- ・下水道事業
- 観光施設事業
- ・駐車場事業
- · 産業廃棄物処理事業

臨時財政対策債

上記のほか、東日本大震災に係る一般補助施設整備等事業債を対象としています。

3. 貸付けの種類

機構の貸付けは、次の2種類です。

○長期貸付

起債の同意又は許可を得た地方公共団体に対する、償還期限が2会計年度以上にわたる資金の貸付け

○短期貸付

当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる、一時借入金の資金の貸付け

なお、これらのほか、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のため の「受託貸付」も行っています。

4. 償還期限

主な貸付対象事業の償還期限は、次のとおりです。

貸付対象事業				令和6年度同]意(許可)債	
			固定金利		 利率見直し ^{*1}	
			償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
	公 共 事 業 等**2		年以内	年以内	年以内	年以内
			25	5	25	5
	公営住宅事業		25	5	25	5
	教育·福祉施設等 · 整備事業	学校教育施設等整備事業	25	3	25	3
		社会福祉施設整備事業	25	3	25	3
		一般廃棄物処理事業	30	5	30	5
	-	一 般 事 業 ^{※2}	30	5	30	5
一般会計		地 域 活 性 化 事 業	30	5	30	5
	_	防 災 対 策 事 業	30	5	30	5
計	般	地方道路等整備事業	20	5	20	5
債	単	合 併 特 例 事 業	30	5	30	5
	独	緊 急 防 災・減 災 事 業	30	5	30	5
	事	公共施設等適正管理推進事業	30	5	30	5
	業	緊急自然災害防止対策事業	30	5	30	5
		脱炭素化推進事業	30	5	30	5
		こども・子育て支援事業	25	3	25	3
	辺 地 対 策 事 業 ^{※2}		30	5	40	5
	過過	陳 対 策 事 業 ^{※2}	30	5	40	5
臨時財政対策債 都道府県・政令指定都市市		都道府県・政令指定都市	_	_	30	3
		市 町 村	_	_	20	3
			30	5	40	5
			30	5	40	5
			30	5	30	5
			30	5	40	5
			30	5	40	5
		電 気 事 業**2	30	5	30	5
			25	5	25	5
		港 湾 整 備 事 業**2	30	5	40	5
		市場事業	30	5	40	5
		30	5	30	5	

^{※1} 利率見直しは、借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後、30年後の見直し(ただし、臨時財政対策債については、借入後5年ごと、10年ごとの見直し)と

^{※2} 当該事業のうち、償還期限及び据置期間については、それぞれ最も長い事業について記載しています。

貸付利率

資金調達コストに見合う貸付利率を基準利率として設定し、政策課題に応じて基準利率を引き下げた貸 付利率を機構特別利率として設定しています。

1. 貸付利率

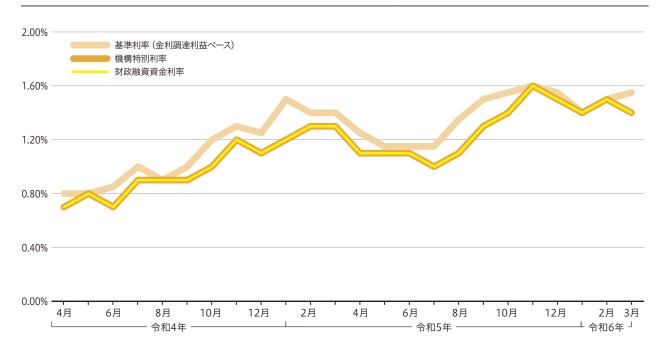
機構では、基準利率及び機構特別利率の2種類の貸付利率を設定しています。

基準利率は、収支相償の考え方に基づき、機構の資金調達コストと貸付けの利息収入とが均衡するよう に算出した利率です。具体的には、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、 機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合の キャッシュ・フローの割引現在価値が等しくなるよう定めたもので、港湾整備事業、観光施設事業、産業 廃棄物処理事業に適用されています。

機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益等及び機構自己財源を活用して、基準利率を0.35% 利下げしたもので(ただし、同一償還条件の財政融資資金の利率が下限となります)、貸付対象事業のうち、 住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されています。

なお、令和4年4月からの貸付利率の推移は次のとおりとなっています。

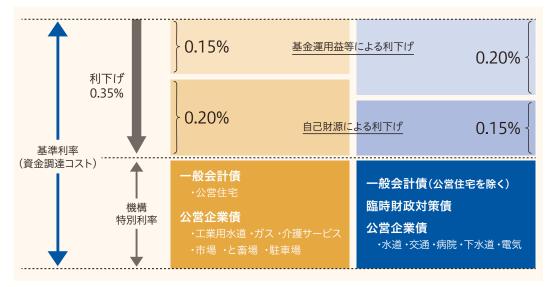
貸付利率の推移(固定金利方式、半年賦元利均等、30年償還(うち5年据置))の例



2. 公営競技納付金等による利下げ

地方公共団体が行う公営競技の収益の均てん化を目的として、地方財政法附則第32条の2の規定に基づ き、公営競技(競馬、競輪、オートレース、ボートレース)を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部 を地方公共団体金融機構に納付することとされています。

この公営競技納付金は、地方公共団体健全化基金に積み立てられ、その運用益等及び自己財源により機構 特別利率と基準利率との利差を補てんしています。



※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。

※事業ごとの基金運用益による利下げ幅は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令(平成20年総務省令第87号)の規定に 基づき、総務大臣が定めています。



川崎競馬



宇都宮競輪



浜松オートレース



ボートレース鳴門

3 貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

- ①貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に定める健全化判断比率等を用いて、決算数値及び個別の財政状況等を確認します。また、必要に応じ都道府県及び市区町村等の関係部署にヒアリングを行います。
- ②貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。
- ③貸付後、貸付団体を対象に、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、ヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。
- ①貸付予定団体・ 企業の確認
- ●財政状況・経営状況の把握
- ●ヒアリングの実施

②貸付時における確認 借入申込書類の確認

- ●同意(許可)額の把握等
- ●議決・予算措置の状況確認

貸付けの実行

③貸付後の確認 現地調査の実施

- ●貸付金・貸付事業の状況確認
- ●財政状況・経営状況の把握

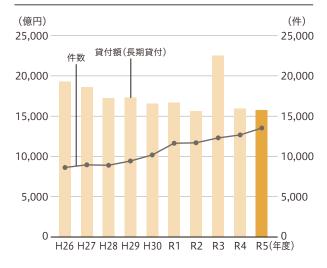
貸付実績・貸付残高

1. 全体の貸付実績・貸付残高の推移

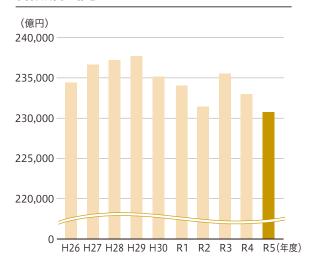
貸付額は、東日本大震災に関連する事業への貸付ニーズの高まり等から毎年増加していましたが、平成26 年度には、旧緊急防災・減災事業、東日本大震災に関連する特定被災地方公共団体借換債の制度終了等に より減少に転じました。

令和5年度の貸付実績は1兆5,778億円であり、令和5年度末における貸付残高は23兆740億円となってい ます。

貸付実績の推移



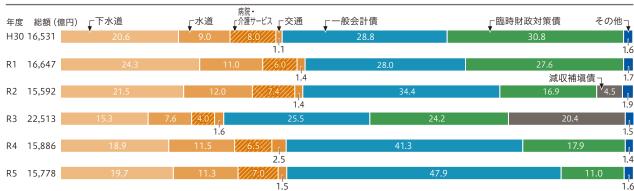
貸付残高の推移



2. 年度別・事業別貸付実績

令和5年度の事業別の貸付実績は、下水道事業が最も多く3,111億円で全体の19.7%を占め、次いで公共 施設等適正管理推進事業債が2,053億円で13.0%、水道事業が1,787億円で11.3%の順になっています。

年度別事業別長期貸付額構成比(受託貸付を除く)

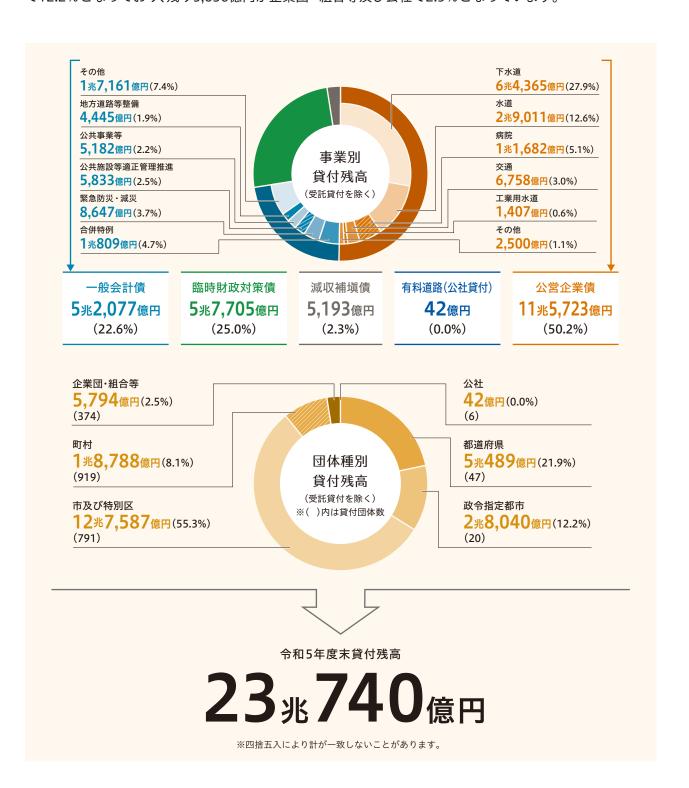


(注)項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

3. 事業別・団体種別貸付残高

令和5年度末の貸付残高は23兆740億円で、これを事業別にみると下水道事業が6兆4,365億円で最も 多く全体の27.9%を占め、次いで臨時財政対策債が5兆7,705億円で25.0%、水道事業が2兆9,011億円で 12.6%の順になっています。

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、令和5年度末現在では、全都道府県をはじめとして2,157 団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、政令指定都市を除く市町村及び特別区が14兆6,375億円で最も多く全体の63.4%を占めています。次いで、都道府県が5兆489億円で21.9%、政令指定都市が2兆8,040億円で12.2%となっており、残り5,836億円が企業団・組合等及び公社で2.5%となっています。



貸付対象事業の紹介

水道事業(令和5年度貸付額 1,787億円)















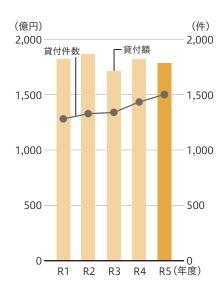


水道事業:金田配水場(千葉県木更津市)

上水道事業は、清浄で豊富廉価な水の供給による、公衆衛生 の向上、生活環境の改善に重要な役割を果たしています。

令和4年度において地方公共団体が経営する水道事業(簡易 水道事業を含む) は、1,781事業あり、年間約132億㎡の給水を 行っており、令和4年度末における給水人口は約1億2,240万人 となっています。

水道普及率は、令和4年度末で97.6%となっています。



※写真は融資事業の例ですので、令和4年度に貸し付けた事業とは限りません。

交通事業(令和5年度貸付額 232億円)







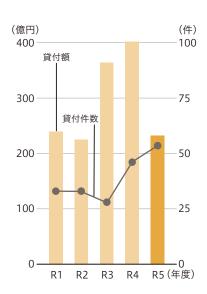




交通事業:熊本市交通局 0800系超低床車 (熊本県熊本市)

交通事業は、バス、都市高速鉄道、路面電車、モノレール、船舶等 地域における交通手段の確保に、重要な役割を果たしています。

令和4年度において地方公共団体が経営する交通事業は、バス 事業24事業、都市高速鉄道事業9事業、路面電車事業5事業、 モノレール等事業2事業、船舶事業46事業の合計86事業あり、 年間延べ約29億人(1日平均802万人)に利用されています。



病院事業(令和5年度貸付額 1,045億円*) **地方独立行政法人が経営する病院事業への貸付金を含む。





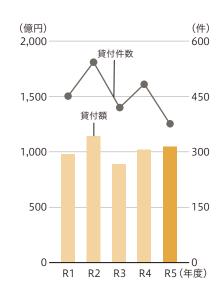




病院事業:厚木市立病院(神奈川県厚木市)

病院事業は、一般医療はもちろん、民間医療機関が提供するこ とが困難な離島、山間地等のへき地医療、急速な体系的整備が必 要とされる救急医療、高度医療及び結核、精神医療等の特殊医療 の確保に重要な役割を果たしています。

令和4年度において地方公共団体が開設する病院事業及び 公営企業型地方独立行政法人が運営する病院事業は、680事業 あり、これらの事業が有する病院の数は857病院(一般病院817、 精神科病院40)となっています。





下水道事業(令和5年度貸付額 3,111億円)













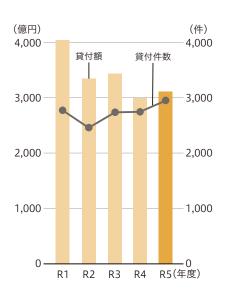




下水道事業:塩尻市浄化センター(長野県塩尻市)

下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善や雨水 の排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全に重要な 役割を果たしています。

令和4年度において地方公共団体が経営する下水道事業 は、3,600事業あり、年間総処理水量(流域下水道分を除く 雨水処理水量と汚水処理水量の合計) は約148億㎡、令和 4年度末における現在処理区域内人口は1億506万人、汚 水処理人口普及率は92.9%となっています。



緊急防災・減災事業(令和5年度貸付額 1,321億円)



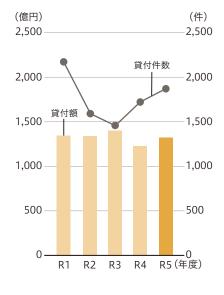








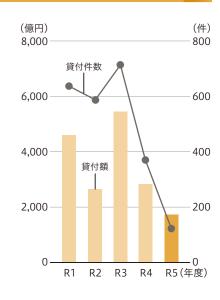
緊急防災・減災事業は、災害に強いまちづくりのための事 業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防 災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等が 貸付対象となっています。



臨時財政対策債(令和5年度貸付額 1,732億円)

臨時財政対策債は地方公共団体の一般財源不足を補うた め、地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定に基づき、特 別に発行を認められた地方債です。

臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわ たって支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税として その全額が措置されることとなっています。



■ 公共事業等(令和5年度貸付額 402億円)

いわゆる公共事業は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が 事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものです。そのうち地方公共団体が負担する 部分が起債対象となり、機構資金については、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路事業等が貸付 対象となります。

■ 公営住宅事業(令和5年度貸付額 102億円)

公営住宅は、地方公共団体により建設され、令和4年度末では約235万戸が管理されています。

■ 学校教育施設等整備事業(令和5年度貸付額 175億円)

地方公共団体が単独事業として行う高等学校(一般事業の対象となるものを除く)、幼稚園等の施設整備・ 用地取得造成や義務教育施設の大規模改造事業です。

■ 社会福祉施設整備事業(令和5年度貸付額 98億円)

老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設の整備事業です。

■ 一般廃棄物処理事業(令和5年度貸付額 64億円)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条に規定する一般廃棄物処理施設の うち、地方公共団体が行うし尿処理施設、ごみ処理施設等の整備事業を貸付対象としています。

■ 一般事業(令和5年度貸付額 83億円)

一般事業は、地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されない 全ての事業を対象とするものであり、機構資金については河川等事業(中小河川の整備)や臨時高等学校 改築等事業(建築後15年程度を経過した高等学校の改築事業等)等が貸付対象となります。

■ 地域活性化事業(令和5年度貸付額 123億円)

地域の経済循環の創造に資する事業及び活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏 構想の推進に資する事業等、地域の活性化のための基盤整備事業を対象としています。

■ 防災対策事業(令和5年度貸付額 96億円)

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。

■ 地方道路等整備事業(令和5年度貸付額 273億円)

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道の整備事業です。

■ 合併特例事業(令和5年度貸付額 865億円)

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置づけられた市町村の合併に 伴い必要となる事業です。上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費に対する一般会計か らの出資や市町村振興のための基金造成等も対象となっています。

■ 公共施設等適正管理推進事業/旧公共施設最適化事業(令和5年度貸付額 2,053億円)

公共施設最適化事業は、地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施する事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものを対象としています。

公共施設等適正管理推進事業は、公共施設最適化事業を拡充し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進 (立地適正化)等を貸付対象としたものです。

■ 緊急自然災害防止対策事業(令和5年度貸付額 1,102億円)

地方公共団体が緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施する事業です。

■脱炭素化推進事業(令和5年度貸付額 11億円)

公共施設及び公用施設における再生可能エネルギーの導入、ZEB化、省エネルギー改修の実施及びLED 照明の導入並びに電動車等の導入(EV、FCV、PHEV)を貸付対象としています。

■こども・子育て支援事業(令和6年度新設)

こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を目的として実施する事業です。

■ 辺地対策事業(令和5年度貸付額 21億円)

辺地とその他の地域の間における住民生活水準差の是正を目的として実施する事業です。

■ 過疎対策事業(令和5年度貸付額 776億円)

過疎地域の市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業です。

■工業用水道事業(令和5年度貸付額 58億円)

令和4年度において地方公共団体が経営する工業用水道事業は、151事業246施設あり、5,493箇所の工場等に年間約41億㎡を給水しています。

■電気事業・ガス事業(令和5年度貸付額 77億円)

令和4年度において地方公共団体が経営する電気事業は、99事業500発電所あり、発電能力は最大出力264万kW、年間発電電力量は72億kWhに達しています。

また、令和4年度において地方公共団体が経営するガス事業は、21事業あり、58万戸の家庭に年間213億MJのガスを供給しています。

■ 港湾整備事業(令和5年度貸付額 27億円)

令和4年度において地方公共団体が経営する港湾整備事業は、93事業あり、埋め立て、荷役機械、上屋、 倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

■介護サービス事業(令和5年度貸付額 52億円)

介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために 必要な機械器具の整備事業を行っています。

■ 市場事業(令和5年度貸付額 77億円)

令和4年度において地方公共団体が経営する市場事業は、147事業あり、年間の取扱量は、そ菜605万トン、果実173万トン、水産物220万トン、肉類その他61万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

■と畜場事業(令和5年度貸付額 2億円)

令和4年度において地方公共団体が経営すると畜場事業は、43事業あり、年間処理実績は281万頭となっています。

■ 観光施設事業・産業廃棄物処理事業(令和5年度貸付額 10億円)

令和4年度において地方公共団体が経営する観光施設事業は、休養宿泊事業68事業、ロープウェイ34事業、 その他観光施設事業(温泉、城、資料館、動植物園等)121事業の合計223事業あります。

■ 駐車場事業(令和5年度貸付額 2億円)

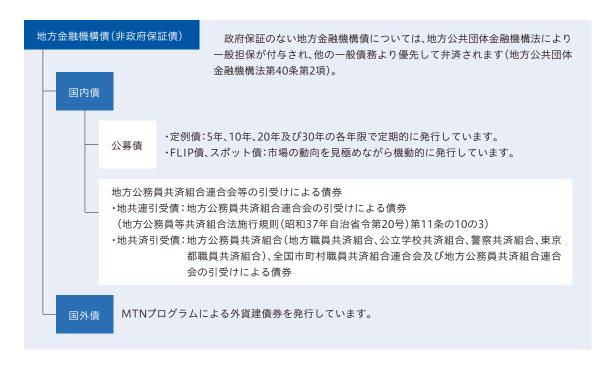
令和4年度において地方公共団体が経営する駐車場事業は、178事業564施設あり、公営駐車場の収容能力は約10万5千台、1日平均利用台数は約13万6千台となっています。

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し長期かつ低利で安定した資金を融資するため、その 原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、安定的な調達を行っています。

機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債(政府保証のない債券)のうち、 公募による発行を基本としながら、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行や長期借入を 併せて行っています。

また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企 業債券等の借換えについては、政府保証債の発行によって行っています。



政府保証債は、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うため の、既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについて発行していま す。なお、政府保証のない地方金融機構債と同様に一般担保が付与されています。

※FLIP債、スポット債、MTNプログラムについてはP.11を参照。

2 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、 積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの信認を 確固たるものとしていきます。

また、国内外の金融市場や日本銀行の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うにあたっては、引き続き弾力的・機動的に対応していきます。

1. 多様な資金調達手段の活用

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、多様な手段による資金調達に努めています。

資金調達にあたっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行っています。

国内債については、定例債として10年債、20年債、5年債及び30年債を発行するとともに、FLIP債による 投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行しています。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債の継続的な発行、 プライベート・プレイスメントによる機動的な発行も行っています。

また、令和元年度から、地方公共団体が行う下水道事業に対する貸付けを資金使途とした国外グリーンボンドを発行しているほか、新たに令和6年度より、国内債としてグリーンボンド(国内グリーンボンド)を発行することを予定しています。

そのほか、銀行からの長期借入も活用しています。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めています。

こうした取組を通じ、国内、国外を問わず、市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において資金調達に努めています。

2. 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施しています。

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの信認を確固たるものとするよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施しています。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施しています。

このほか、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表しています。

国内定例債は、各四半期が始まる1ヶ月前までに、各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表しています。

3. 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しな がら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展 するよう積極的に貢献していきます。

機構債券の特徴

機構が発行する債券は、以下のような特徴から、地方公共団体が発行する地方債と同等のものと考えてい ます。

- ○機構は、地方の共同資金調達機関であり、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された 公的な機関であること
- ○機構の貸付先は、地方公共団体に限られており、デフォルトはこれまで一度もないことから、 資産の安全性は極めて高いといえること
- ○地方公共団体金融機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負うとされて いることから、償還確実性が担保されていること(地方公共団体金融機構法第52条)

さらに、以下のような特徴も有しており、国債と同じ格付で極めて信用力の高い債券です。

- ○金利変動による損失を補塡するための金利変動準備金や貸付利率を軽減するための地方公共団 体健全化基金など、万全の財務基盤が確保されていること
- ○地方金融機構債は一般担保が付与され、他の一般債務より優先して弁済されること

機構は、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・ジャパン(Moody's)及び格付投資情報セ ンター (R&I)から、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付を取得しています。

また、機構のリスク・ウェイトのカテゴリーは、10% (円建債) となっています。

このほか、海外投資家(非居住者、外国法人等)が受け取る機構債券等(機構の発行する債券(公営企業金融 公庫が発行し、機構が承継する債券を含む))の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられてい ます。

※リスク・ウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、外貨建て又は海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとされています。(令和6年 3月31日現在)

発行体格付(依頼)	S&P: A + Moody's: A 1 R&I: A A +	(令和6年3月31日 現在)		
リスク・ウェイト (円建)	地方金融機構債:10%	(参考)国債·地方債:0% 政府保証債:0%		
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。 なお、この先取特権の順位は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。(地方公共団体金融機構法第40条)			

資金調達実績の推移

機構では、非政府保証の地方金融機構債(公募債、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)及び 公営企業金融公庫から承継した債券の借換えのための政府保証債を発行しています。このほか、長期借入に よる資金調達も行っています。

令和5年度の資金調達総額は1兆7,478億円となり、令和4年度と比較し減少しました。これは、非政府保証 の地方金融機構債の発行額や長期借入額が減少したことなどによるものです。

また、令和5年度末の債券発行残高は18兆9.528億円、借入金残高は5.303億円となっており、これらの合計 は19兆4,831億円となっています。

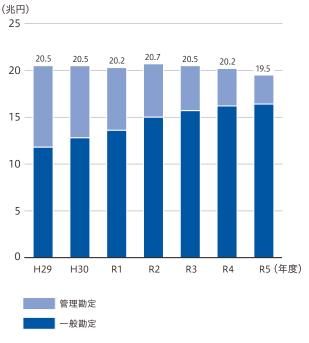
このうち、一般勘定の残高は16兆3,828億円、管理勘定の残高は3兆1,003億円となっています。平成20年 度の機構の業務開始以降、一般勘定については残高が増加する一方、管理勘定については減少しており、 平成28年度末から一般勘定の残高が管理勘定の残高を上回っています。

(注)債券発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額(額面金額ベース)を記載しています。

資金調達額

(兆円) 3 2.56 2.5 2.11 2.14 2.05 1 96 1.79 1.78 1.75 1.5 0.5 0 R5 (年度) H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4 政府保証債(国内債) 長期借入金 地方公務員共済組合連合会等の 引受けによる債券 非政府保証債 公募債(国外債) 公募債(国内債)

債券発行及び借入金残高



※管理勘定及び一般勘定についてはP.62を参照。

※債券発行残高については、決算における償却原価法による 調整を行う前の金額(額面金額ベース)を記載。

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運 営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の良き相談相手として、その期待 に幅広く応えていきます。

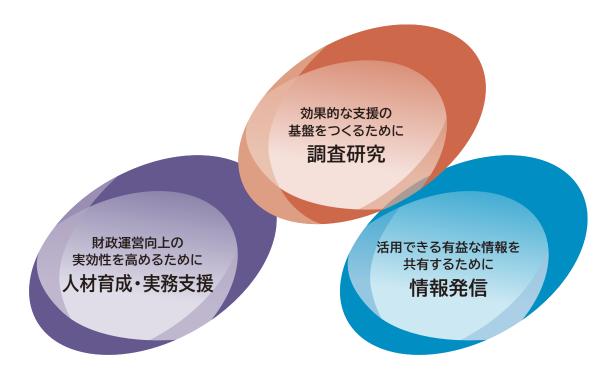
基本姿勢

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化等に対応し、また、 そのような変化を見据えながら、引き続き、地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に向け、総合的な地方 支援業務を実施します。

その際、地方公共団体の財政運営の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経 営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期的観点から地方支援業務を展開します。

また、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、そこで得られた知見や先進事例等の成果を 人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人 材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていきます。

地方支援業務の三本柱



財政運営向上の実効性を高めるために 人材育成・実務支援

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、団体の状況や要請に応じて個別市区町村等にアドバイザーを派遣する 事業に取り組むほか、地方公共団体の職員が、財政・金融に係る知識を習得するためのセミナーや研修等を実施します。 実施に当たっては、eラーニングやWeb会議システム等を積極的に活用します。また、自治体ファイナンス・アドバイザー等に よる、財政運営や資金調達等に対する個別団体へのアドバイスを実施します。



地方公共団体の経営・ 財務マネジメント 強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を 図るため、総務省との共同事業として、7つの支援分野について、個別市区町 村等にアドバイザーを派遣する事業を実施し、個別団体の状況や要請に応じ て、丁寧できめ細かい支援を実施します。



JFMセミナー等

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜 にかなったテーマを題材としたセミナーを実施します。JFM地方公営企業 セミナーについては、全国市町村国際文化研修所との共催により、地方公営 企業に関わる基礎知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的とする宿泊 型研修を実施します。また、首長や地方公共団体の幹部職員等を対象と したセミナーを地方行財政調査会及び時事通信社と共同で開催します。



資金調達及び 資金運用に 関する各種研修会

資金調達及び資金運用業務に携わる職員を対象に、それぞれの業務に 必要な金融知識の習得を目的として、集合研修を実施します。また、市町 村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、基礎 から専門的知識の習得・実務遂行能力の向上を目的とする宿泊型研修を 実施します。



出前講座

自治体ファイナンス・アドバイザー等を講師として、財政運営や資金 調達・資金運用など、団体の要望に応じたテーマ・方法(講師派遣、Web会議 システム等)で講座を実施します。実施に当たっては、個別団体での単独 開催や近隣団体、都道府県(市町村担当課)と連携した共同開催等、効率的・ 効果的に行います。



実務支援(個別相談)

自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える財政運営 や資金調達等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、電話、メール、 Web会議システム及び講師派遣等の方法により専門的なアドバイスを 実施します。また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共 団体に対し、助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行います。



eラーニングによる 研修事業等

多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め、広く研修 効果が及ぶよう、eラーニングにより機構主催の集合研修における講義等 を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等 に関する研修コンテンツを開発・提供します。また、eラーニングで提供し た講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるよ うにします。



eラーニングポータルサイトを開設し、多種多様な研修を用意

- JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー
- ●自治体職員のための金融基礎講座
- ●地方財政制度・地方債制度
- 自治体職員のための簿記・公会計
- ●トップセミナー会員研修会
- ●市町村職員のための財政分析

など

eラーニングポータルサイト▶https://www.jfm.go.jp/support/e-learning/e-learning.html



効果的な支援の基盤をつくるために 調査研究

地方公共団体の財政運営、地域金融、諸外国の地方行財政制度、地方公共団体の先進事例及び財政分析等に関する総合的 な調査研究を実施するとともに、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元します。



JFM·GRIPS連携 プロジェクト

「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマとして、国立 大学法人政策研究大学院大学と連携して、教育及び調査研究事業に関するプ ロジェクトに中長期的に取り組みます。調査研究事業の成果は、フォーラム やシンポジウムの開催などを通じて広く地方公共団体等に還元します。



地域金融に関する 調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く 環境等について調査研究を実施します。また、資金調達等に関する直近の 状況を把握するため、実態調査を実施します。



地方財政等に 関する調査

地方財政(税制を含む。)に関し、直面している課題について、総務省と 連携し、地方公共団体の政策課題の解決と、持続可能な地方公共団体の財政 運営の実現を図ることを目的として、共同で必要な調査研究を実施します。



諸外国の 地方行財政制度等に 関する調査研究

諸外国の地方行財政制度やその運用、地方財政制度の前提となる地方 自治制度等の最新の動向等について、一般財団法人自治体国際化協会と連 携し、共同で調査研究を実施します。



地方公共団体の 先進事例に 関する調査研究

地方公共団体の関心の高いテーマに関する先進事例について、先進事例 検索システムへの掲載を念頭に、専門機関と連携を図りながら調査研究を 実施します。



地方財政等に関する 研究者に対する 助成事業

地方財政に関する研究の発展や公営企業の健全な経営に資すること等 を目的に研究者に対して研究費を助成します。



財務情報を活用した 財政分析·診断事業

財政分析チャート「New Octagon」における分析内容の充実を図ると ともに、地方公共団体の財務情報の活用等による財政分析・財政診断の拡充 に向けた検討を進めます。



地方公共団体のニーズ・ 課題把握のための調査

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、地方財務 状況調査の機会を利用し、調査対象団体の実務担当者等との間で直面する 財政上の課題やこれに関連した機構に対する要望等について意見交換 (財政状況ヒアリング)を実施します。

活用できる有益な情報を共有するために 情報発信

ホームページ等を効果的に活用して、地方公共団体にとって参考となる情報を積極的に発信します。



財政分析チャート [New Octagon] の提供

市町村の財政状況の特徴や課題を簡単に把握する ことができる財政分析チャート「New Octagon」に ついて、充実を図りながら、提供しています。



先進事例検索 システムの運用

財政運営や地方公営企業の経営など、地方公共団体の 課題解決に資する先進的な取組事例をデータベース化 し、キーワード検索が可能なシステムを、新たな分野の事 例を追加するなど充実を図りながら、提供しています。



学習用教材の提供



経済・金融データ、 金融知識等の提供

機構の地方支援業務についてのホームページ▶https://www.jfm.go.jp/support/index.html

